

鈴鹿市地方創生会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程（平成27年鈴鹿市訓令第8号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、鈴鹿市地方創生会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取する事項)

第2条 会議において意見聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 鈴鹿市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の取組結果の検証に関すること。
- (3) 総合戦略の効果的な推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、総合戦略に関して必要な事項

(開催期間)

第3条 会議の開催期間は、平成27年9月15日から総合戦略の計画期間が終了する日までとする。

(会議の構成員)

第4条 会議は、別表に掲げる分野に属する者をもって構成する。

(会議)

第5条 会議に座長を置き、市長が座長となり進行するものとする。

- 2 会議は、出席者の個別意見の聴取又は出席者との情報共有、連絡調整等を行うことを目的として進行しなければならない。
- 3 会議の目的のために必要があると認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職を行う。

(会議の公開)

第6条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときその他公益上必要があると認めるときであって市長が非公開と決定したときは、この限りでない。

(会議結果)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく会議結果の要点録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書きの規定により非公開とされた会議の内容については、この限りでない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画財務部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年9月15日から施行する。

別表（第4条関係）

分野
学識経験者
産業団体
金融機関
報道機関
労働団体
住民自治組織
行政機関